

住所不明組合員の「みなし自由脱退」手続きについて（公告）

定款第9条（届出の義務）及び定款第10条（自由脱退）第2項及び第3項、第4項に基づく「みなし自由脱退」の手続きに関する公告を行います。

1 「みなし自由脱退」対象の組合員とは

毎年10月1日を基準日として、新潟市職員生活協同組合からの郵便物が届かず、住所の変更届を2年間行わなかった組合員。

2 公告の期間

2023年12月26日（火）から2024年2月26日（月）まで

3 住所の連絡（お願い）

該当すると思われる方は、速やかに当生協事務室へお申し出ください。住所の確認が取れた組合員は「みなし自由脱退」の対象者からはずれますので、引き続き組合をご利用いただけます。

4 公告後の処理

2024年2月26日（月）までに届出のなかった対象者は定款第10条第2項「脱退の予告があったもの」とみなし、理事会での承認に基づき脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退となります。

5 脱退処理後について

脱退処理を行った事業年度以降は組合員資格を喪失しますが、2年間は出資金をお預かりしておりますので、お申し出いただければ出資金を返還します。

参考

【定款】

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更しときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届けを2年間行なわなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 この組合は、前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は、事前に当該組合員に対する年1回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告による住所の変更届出の催促をしなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

お問合せ先

新潟市職員生活協同組合 事務室

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通8番町1260番地1

Tel 直通025-226-5353 Fax 025-223-5455

市役所内線35357